

福岡県被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が県内に適用される自然災害により被災した者の早期の生活再建を図り、被災地の早期復興を後押しするため、発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた者（以下「被災者」という。）が、住宅の新築、購入又は改修（以下「住宅再建」という。）に係る費用の融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 市町村長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊又は中規模半壊の判定を受けた者

イ 市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者

ウ 被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者（当該認定が解除された場合において、認定解除の日までに同法第3条第1項の規定による支援金（同条第2項各号に定める額に係る部分に限る。第4条第3項第2号において「支援金」という。）の支給を申請している者を含む。）

(2) 自ら居住するために、別表第1に定める金融機関等から新たに融資を受けて県内で住宅を再建する者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないことができる。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 同法第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、別表第2により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 金融機関等から融資を受けて県内で住宅再建をする場合の借入額に係る利子支払額について、他の制度で助成を受けている場合は、本事業の対象外とする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 交付対象者は、様式第1号により、罹災証明書を発行した市町村を經由して 知事に申請及び実績報告をしなければならない。

2 前項の申請及び実績報告には、別表第3に掲げる書類を添付しなければならない。

3 第1項の申請及び実績報告の期限は、次の各号のいずれか早い日までとし、その提出部数は、1部とする。

(1) 住宅再建をし、その住宅に入居した日から起算して6月を経過した日

(2) 本事業の適用に係る自然災害が発生した日から支援金の支給の申請期間（延長された場合にあつては、当該延長後の申請期間）の最終日

4 前項の規定にかかわらず、知事は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない理由により交付対象者が前項に規定する日までに申請及び実績報告をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

5 第1項の申請及び実績報告は、第2条第1号に該当する者がいる世帯につき、1回限り行うことができる。ただし、複数の同世帯が、再建する同一の住宅に居住する場合は、1つの世帯とみなす。

（額の確定及び支払）

第5条 知事は、前条の規定による申請及び実績報告があつたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定について、様式第2号により申請者に通知するものとし、併せて、補助金を対象者に支払うものとする。

2 補助金を交付することが不相当であると認めたときは、不交付決定について、様式第3号により理由を付して申請者に通知するものとする。

3 申請者と金融機関等から融資を受けた者（以下「借受人」という。）が異なる場合には、委任状（様式第4号）を併せて提出することで、借受人に限り振り込むことができるものとする。

（現地調査等）

第6条 知事は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者及びその関係者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

（関係書類の整備）

第7条 福岡県補助金等交付規則第10条に規定する関係書類は、補助金の支払いを受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成29年7月5日以降に住宅再

建をしたものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月4日から施行し、この要綱による改正後の福岡県被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱第2条第1項第1号アの規定は、令和2年7月6日以後に発生した自然災害により被害を受けた者に対する福岡県被災者住宅再建支援事業補助金の交付について適用する。

別表第1（第2条関係）

1	独立行政法人住宅金融支援機構
2	民間金融機関
3	各種共済組合その他貸付事業を行う団体
4	その他知事が認めるもの

別表第2（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
(1) 金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（高齢者向け返済特例等）を受けて、県内で住宅再建をする場合の借入額に係る利子の支払額	借入額に、借入時の独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」に係る貸付利率を乗じて算出した額に20を乗じて得た額について、100万円を上限として、1世帯当たり1回限り助成する。
(2) 金融機関等から新たに融資（(1)を除く。）を受けて、県内で住宅再建する場合の借入額に係る利子の支払額	次の①と②を比較し、低い方について100万円を上限として、1世帯当たり1回限り助成する。 ① 実際の借入に係る各月の利子支払額の合計額 ② 借入額に、借入時の独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」に係る貸付利率を乗じて算出した各月の利子支払額の合計額（借入期間及び返済方法は実際の借入れと同様とする。）

別表第3（第4条関係）

(共通)
1 市町村長が発行する罹災証明書の写し（第2条第1項第1号ウに該当する場合、市町村が発行する長期避難世帯に該当する旨を証明する書類の写し）
2 住民票（罹災時に世帯が居住していたことが証明でき、かつ、住宅の所在、世帯主及び世帯構成が確認できるもの）
3 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書の写し
4 抵当権設定契約書（抵当権設定契約書がない場合には工事請負契約書等）の写し
5 返済予定表の写し
6 その他知事が必要と認めるもの
(第2条第1項第1号イに該当する場合)
7 被災した住宅の解体を証明する書類の写し

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

福岡県知事 様

(申請者)

郵便番号	〒 —
住 所	
(ふりがな)	
氏 名	(署名又は記名押印)
電話番号	— —

福岡県被災者住宅再建支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

福岡県被災者住宅再建支援事業補助金を交付されるよう、福岡県被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(申請内容)

被災時の住所	〒 —
住宅の被害状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊解体 <input type="checkbox"/> 長期避難
再建先の住所	〒 —
再建先に入居を開始した日 ※再建後に申請した場合	年 月 日
融資を受けた者の氏名	
申請者と融資を受けた者との関係	<input type="checkbox"/> 申請者同一 <input type="checkbox"/> 申請者以外の者（※「委任状」（様式第4号が必要）） （申請者以外の者が融資を受けた理由）
融資を受けた金融機関等名	

融資額及び返済期間等	融資額	円
	返済期間	年 (<input type="checkbox"/> リバースモーゲージ型融資)
	貸付利率	%
	返済方法 (選択: リバースモーゲージ型融資以外の場合)	<input type="checkbox"/> 元利均等返済 <input type="checkbox"/> 元金均等返済
補助金交付申請額 (請求額)	円	

【振込先】

金融機関名	
本・支店名	本店・支店
口座種別	1 普通預金 2 当座預金
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※ 振込先に記載された内容を確認しますので、上記の記載内容が分かる部分の通帳の写しを添付してください。

※ 申請者と借受人が異なり、委任状 (様式第4号) を提出する場合は、借受人の口座情報を記入の上、記載内容が分かる部分の通帳の写しを添付してください。

(添付書類)

(共通)

- 1 市町村長が発行する罹災証明書の写し (第2条第1項第1号ウに該当する場合、市町村が発行する長期避難世帯に該当する旨を証明する書類の写し)
- 2 住民票 (罹災時に世帯が居住していたことが証明でき、かつ、住宅の所在、世帯主及び世帯構成が確認できるもの)
- 3 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書の写し
- 4 抵当権設定契約書 (抵当権設定契約書がない場合には工事請負契約書等) の写し
- 5 返済予定表の写し
- 6 その他知事が必要と認めるもの

(第2条第1項第1号イに該当する場合)

- 7 被災した住宅の解体を証明する書類の写し

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

福岡県被災者住宅再建支援事業補助金交付決定書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました福岡県被災者住宅再建支援事業補助金については、福岡県被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、金 円を交付することに決定し、併せてその額を確定しましたので通知します。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

福岡県被災者住宅再建支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました福岡県被災者住宅再建支援事業補助金については、次の理由により交付しないこととしましたので、福岡県被災者住宅再建支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

（交付しない理由）

様式第4号（第5条関係）

委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2に規定する事項を委任します。

記

1 代理人

住 所

氏 名

2 委任事項

福岡県被災者住宅再建支援事業に係る補助金の受領に関する一切の権限

金 _____ 円

年 月 日

委任者

住 所

氏 名

（署名又は記名押印）